「新型コロナウイルス感染防止にかかる在宅受講願制度」の廃止について

下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

- 1. 「新型コロナウイルス感染防止にかかる在宅受講願制度」については、2023年度春学期をもって廃止とすること。
- 2. 現に制度の適用を受けている学生について、春学期中は引き続き適用を受けることができるが、秋学期は平常どおりの授業形態(あらかじめ指定された授業形態)での履修となること。

(制度廃止の理由)

- 在宅受講願制度は、「『コロナウイルス感染症拡大防止に関する文教大学の活動指針 (ガイドライン)』のレベル1以上が宣言される期間に実施」することとしており、また、「国の基準等が見直されるなどし、本学ガイドラインが変更・廃止等された場合 は、運用を改定することが」あるとしていた。
- 本学にあっては、2023年5月8日の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類感染症に移行されたことに伴い、活動指針の名称を「感染症拡大防止に関する文教大学の活動指針(ガイドライン)」に変更のうえ、5月8日以降のレベルを「レベル0」と指定した。この条件下では、授業・教育活動は「平常通り」行うこととされている。
- 以上を踏まえ、「新型コロナウイルス感染防止にかかる在宅受講願制度」を廃止する。

以上